

令和6年分 贈与税の配偶者控除の特例のチェックシート

○ このチェックシートは、令和6年中に贈与を受けた財産に対して配偶者控除（2,000万円控除）の特例を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。下の回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

住 所 _____ 氏 名 _____		【 回 答 欄 】 該当する回答を○ で囲んでください。	
1	贈与者はあなたの配偶者（夫又は妻）ですか。	はい	いいえ
2	婚姻の届出をした日から贈与を受けた日までの期間は20年以上ですか。 ※ 上記期間中にあなたが贈与者の配偶者でなかった期間がある場合には、その配偶者でなかった期間を除きます。 ※ 計算した婚姻期間に1年未満の端数があるときは、その端数は切り捨てます。	はい	いいえ
3	これまでに、この特例の適用を受けたことがありますか。	はい いいえ	
4	【3で「はい」と回答した人のみ記入してください。】 前回、この特例の適用を受けたときの贈与者と今回の贈与者は同じですか。	いいえ	はい
5	贈与を受けた財産は不動産（土地等・家屋）又は金銭ですか。	はい	いいえ
6	【贈与を受けた財産のうち不動産がある人のみ記入してください。】 その不動産は、国内にある不動産ですか。	はい	いいえ
7	【贈与を受けた財産のうち金銭がある人のみ記入してください。】 その金銭を令和7年3月15日までに国内にある居住用の不動産の取得に充てますか。	はい	いいえ
8	6又は7の不動産に現在居住していますか。又は令和7年3月15日までに居住する見込みですか。	はい	いいえ
9	今後引き続きこの不動産に居住する予定ですか。	はい	いいえ

(注) 店舗兼住宅などのように居住の用とそれ以外の用とに供されている不動産である場合は、居住の用に供している部分のみに配偶者控除が適用されます。

○ この特例の適用を受ける場合には、贈与税の申告書に次の表に掲げる書類を添付し、提出してください。

	提出書類	※	チェック欄
1	受贈者の戸籍の謄本又は抄本（居住用不動産又は金銭の贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成されたものに限りします。）	◎	<input type="checkbox"/>
2	受贈者の戸籍の附票の写し（居住用不動産又は金銭の贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成されたものに限りします。）	◎	<input type="checkbox"/>
3	登記事項証明書などで受贈者が控除の対象となった居住用不動産を取得したことを証する書類 ※ 申告書への不動産番号等の記入又は登記事項証明書の写しなどの不動産番号等の記載のある書類を提出することにより、登記事項証明書の原本の添付を省略することができます。	◎	<input type="checkbox"/>
4	贈与を受けた土地・家屋の固定資産評価証明書（土地を路線価方式により評価する場合には、土地の固定資産評価証明書は必要ありません。） ※ 金銭の贈与を受けた方は、固定資産評価証明書の代わりに売買（工事請負）契約書、領収証等の写しの提出をお願いします。	○	<input type="checkbox"/>

※ 必ず提出していただく書類を『◎』で、提出をお願いしている書類を『○』で表示しています。

(参考) 不動産を取得された場合には、不動産取得税（地方税）が課税される場合があります。詳しくは都道府県税事務所にお尋ねください。